

表面

		第	号
電気事業法等の一部を改正する法律 附則第25条の3の規定による立入検査証			
写 真	○	押 出 ス タ ン プ	職 名
			氏 名
			年 月 日生
			年 月 日発行
		発 行 者	印

裏面

電気事業法等の一部を改正する法律附則抜すい

第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、附則第23条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六 附則第25条の3第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。